

令和3年11月30日招集

11月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度11月新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年11月30日(火)午後4時から午後4時50分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員 (20人)

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
4番	小戸田修子	5番	鈴木健二	7番	山岸信一
8番	成田誠一	9番	内藤浩一	10番	谷澤康雄
11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫	13番	鈴木金一
14番	別所正幸	15番	神田和博	16番	石塚絹代
17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博
9番	小林信夫(農地利用最適化推進委員)				
13番	阿部嘉壽一(農地利用最適化推進委員)				

4 欠席委員 6番 小熊義信

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第56号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第57号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第58号	横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る意見等について
議案第60号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について

(2)農政振興部会所掌

議案第59号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	伊藤洋	農政振興係長	八百板恵	管理係主査	遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより11月定例総会を開会いたします。6番小熊義信委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は19名中18名で、新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、調査委員長として小林信夫委員、阿部嘉壽一委員からもご出席いただいております。よろしくお願いたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ、議長席へお願いします。</p>
議長(会長)	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。14番別所正幸委員、15番神田和博委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。新潟市中央農業委員会会議規則第5条の規定によると、議長は会長が務めることになっておりますが、農地部会及び農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長から、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長から議長を務めていただき、その他については私が議長を務めることにいたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>(鈴木農地部会長 挨拶)</p>

	<p>議事の都合上、追加の議案第60号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第56号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第57号農地法第5条許可申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>農地係の伊藤でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大江山地区で1件、曾野木地区で1件、両川地区で1件、亀田地区で1件の計4件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、大江山地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、大形地区で3件、曾野木地区で1件、横越地区で4件、亀田地区で1件の計9件です。今月の議案件数は合計で14件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって、説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第60号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご覧ください。1ページの両川地区第3号は、農地を売買によって取得するものです。譲渡人と譲受人は、当該地周辺の農地を平成27年12月25日付け農地法第3条許可によって売買し、譲受人が耕作しています。そのような中、当該地が残地として残っていることから、この度の申請にいたりました。申請地は、江南区割野の畑1筆15㎡で農用地区域内です。譲受人の経営面積は、約91.75aです。農業従事者は3名で、農作業経験に問題はありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いします。</p>
第1地域調査委員長	<p>第1地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、第3条申請が2件、第4条申請が1件、第5条申請が4件</p>

でした。

まず、追加議案第60号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、申請に至りました。申請地は江南区茗荷谷の畑1筆750㎡で農用地区域外です。世帯の経営面積は308.29aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

1ページ2号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。譲渡人は離農するため、譲受人は経営規模の拡大のため申請に至りました。申請地は、江南区祖父興野の畑2筆858㎡で、農用地区域内です。世帯の経営面積は、53.24aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

次に、議案第56号農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ1号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地を個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在集合住宅に住んでいますが、相続で取得した実家近くの農地に個人住宅を建築するため、今回の申請に至りました。申請地は江南区大淵の畑1筆206㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地のため、第3種農地と判断されます。資金は、自己資金と借入金で賄います。転用にあたり、周辺に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に、議案第57号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在集合住宅に住んでいますが、個人住宅を建築することを計画し、今回の申請に至りました。申請地は東区海老ヶ瀬の田1筆160㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地のため、第3種農地と判断されます。資金は借入金で賄います。転用にあたり、周辺に農地はなく、被害を考慮する必要がないことから、許可するにあた

議長(農地部会長)	<p>って問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>2ページ2号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。転用者は、不動産業を営んでいます。申請地周辺には小中学校、幼稚園があり住宅地として十分な需要が見込めることから、申請地を建築条件付売買予定地に転用するため、今回の申請に至りました。申請地は東区津島屋3丁目の畑1筆591㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。資金は借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>2ページ3号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を売買で取得し、建売住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、不動産業を営んでいます。申請地周辺には小中学校、幼稚園があり住宅地として十分な需要が見込めることから、申請地を建売住宅建築敷地に転用するため、今回の申請に至りました。申請地は、東区津島屋3丁目の畑2筆1,003.26㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の小集団の農地のため第2種農地と判断しました。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>2ページ4号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地を贈与で取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在集合住宅に住んでいますが、実家近くの兄所有の農地を譲り受け、個人住宅を建築するため、今回の申請に至りました。申請地は、江南区祖父興野の畑1筆184㎡です。農地区分は、集落内にある10ha未満の農地のため、第2種農地と判断しました。資金は、借入金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします</p>
-----------	---

<p>第2地域調査委員長</p>	<p>します。</p> <p>第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が1件、農地法第5条許可申請が5件でした。</p> <p>初めに、追加議案第60号農地法第3条許可申請に関する処分決定についてです。亀田地区4号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買で取得するものです。譲渡人が高齢で耕作出来ないことから、隣地の譲受人に相談したところ、両者合意し売買で所有権を移転するため申請となりました。申請地は、江南区袋津、田1筆、畑1筆、合計499㎡農用地区域内です。譲受人の経営面積は、29,364㎡、農業従事者は2名です。農業経験に問題はなく、耕作に必要な農機具も所有しています。経営農地は全て耕作されており、今後も耕作ができるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、議案第57号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。議案書3ページ横越地区5号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在借家住まいですが、借家近くで住宅の建築を考えていたところ、希望する用地が見つかり申請となりました。申請地は、江南区横越川根町2丁目、田1筆、254㎡です。農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている沿道の区域にあり、500m以内に2つ以上の医療施設が存在することから、許可できる第3種農地と判断しました。資金は、全額金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。</p> <p>次に、横越地区6号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、住宅用地として交通の利便性や子育て環境を優先して考えていたところ、希望する用地が見つかり申請となりました。申請地は、江南区横越川根町2丁目、田1筆、252㎡です。農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている沿道の区域にあり、500m以内に2つ以上の医療施設が存在することから、許可できる第3種農地と判断しました。資金は、全額金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることか</p>
------------------	---

ら、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に、横越地区7号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を売買で購入し、特定建築条件付売買予定地に転用するものです。転用者は、不動産業を営んでおり、将来、地域の人口を増やし活性化を進めたいとして、申請となりました。申請地は、江南区横越川根町4丁目、田4筆、41,380 m²です。農地区分は、申請地南側が集团的な農地で、概ね10ha以上の規模の農地領域にあり、原則許可できない第1種農地ですが、転用目的が住宅敷地で、既存集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定に該当し、許可できると判断しました。資金は、自己資金と一部金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、隣地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に横越地区8号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を贈与で譲受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、譲渡人の長女で、実家近くに住宅を建築したいため申請となりました。申請地は、江南区藤山1丁目、畑1筆、495 m²です。農地区分は、住宅や施設等が連たんしていることから、許可できる第3種農地と判断しました。資金は全額金融機関からの借入で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に亀田地区9号は、転用者の代理人より事情聴取しました。農地を賃貸借で借り上げ、仮設事務所及び駐車場として、一時転用するものです。転用者は、住宅メーカーで、8月に転用許可を受けた高齢者向け住宅の工事に伴う仮設事務所及び駐車場として、利用したいことから、申請となりました。申請地は、早通4丁目、田2筆、畑1筆、合計795.53 m²です。農地区分は、申請地東側が集团的に存在する農地で、概ね10ha以上の規模の区域内にある農地であることから、原則許可できない第1種農地として判断しましたが、仮設工作物の設置等で、一時的な利用目的であることから、不許可の例外規定に該当し、許可できるものと判断しました。資金は全額自己資金で賄います。転用にあたり排水施設を設置し、周辺農地には被害防除策をとることから、許可するにあたり問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。

議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局並びに調査委員長の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
塚原委員	<p>議案第60号の1号についてです。81歳で規模拡大ということと従事者数が2名となっています。高齢でも問題ないかと思いますが、耕作者の状況を教えて下さい。</p>
農地係長	<p>大江山地区の農地の売買になります。こちらの人については、調査委員会に来ていただきました。年齢の部分について、調査委員会前にも、事前にどうするか、委員の皆さんに相談して、対応を検討しました。所有している農地について、耕作放棄地はありません。一部防除はしていますが、作付けしていない畑があるので、そこも活用することと、今回の土地も耕作してもらうことを約束していただいて、許可相当という審査に至りました。</p>
塚原委員	<p>もう1名は、奥さんですか。</p>
農地係長	<p>そうです。どちらも同じ年齢の2名です。</p>
塚原委員	<p>農地区分は、調整区域ですか。</p>
農地係長	<p>市街化調整区域です。農振法でいうと、農用地区域外、白地です。</p>
塚原委員	<p>わかりました。</p>
議長(農地部会長)	<p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第60号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可相当と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、議案第56号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、議案第57号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、議案第58号横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る意見等について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る新潟市長からの意見照会です。一般的な農振除外などは、横越農業振興地域整備計画の変更手続きとなりますが、今回の意見照会は、この計画とは異なる横越地域の農業の振興に関する計画の意見照会となります。農振法では、土地改良事業完了後、8年未経過の農振農用地区域の除外は、原則認められておりません。ただし、市町村が定める農業の振興に係る計画に位置付ける農業振興につながる施設等の開発にあっては、認められるものとなっています。これに基づき、平成30年4月20日に株式会社鳥梅による農産物加工物流工場及び農産物直売所用地として、新潟市江南区横越にて農振除外が、なされております。このような手法を用いた農振除外の場合、申出時に設定した農業振興につながる目標を達成できているか、5年間の定期検証が求められており、本年度が3年目の検証となっています。これについて、今月25日、26日の</p>

	<p>両日に農地部会の各分会を開催し、江南区産業振興課も交え、活発な議論がなされました。また、いただいたご意見、ご要望について、産業振興課から株式会社鳥梅におつなぎするとともに、目標達成に向けて強く指導していただくこととなりました。また、農業委員会の意見として本日お配りした別紙の回答案とすることでご了承をいただき、本日の定例総会に上程させていただきました。別紙案をご覧ください。読み上げさせていただきます。当該施設は、横越地域の農業の振興を図る施設として位置付けられています。その計画に基づいた施設の整備及び稼働は、完了したところでありますが、1年目から3年目の地域農産物の受け入れが計画どおりに実行されない結果となってしまいました。つきましては、4年目以降は、当該施設を十二分に活用され、計画以上の地域農産物の受け入れが、実施されるようお願いいたします。以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第58号横越地域の農業の振興に関する計画の検証に係る意見等について、原案のとおり承認することに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項買受適格証明交付済案件に対する農地法第3条許可の処分について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p>

<p>議長(農地部会長)</p>	<p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の6ページから16ページになります。大形地区で1件、大江山地区で11件、両川地区で3件、横越地区で7件、亀田地区で27件の計49件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の17ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したのものについて、適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお、農業委員会による斡旋の希望がある場合は、その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。石山地区で1件、両川地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で1件の計4件について、届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の18、19ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の8件について、照会がありました。石山地区で2件、大形地区で2件、曾野木地区で2件、亀田地区で2件の照会で、非農地として回答しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の20ページをご覧ください。石山地区で1件、大形地区で1件の計2件504㎡の届出書を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の21ページから23ページをご覧ください。石山地区で1件、大形地区で2件、鳥屋野地区で3件、曾野木地区で1件、横越地区で1件、亀田地区で2件の計10件2,719㎡を受理しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、買受適格証明交付案件に対する農地法第3条許可についてです。議案書の24ページをご覧ください。両川地区第1号と亀田地区第2号は、本年10月の定例総会の議案第55号にて、亀田地区第3号は、8月の定例総会の議案第45号にて、買受適格証明願に関する意見をご承認いただき、譲受人は令和3年11月8日に競売落札しました。これを受けて、農地法第3条許可処分を行いましたので、ご報告いたします。以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありません</p>
------------------	--

議長(農地部会長)	<p>か。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農地部会所掌の議事は終了しましたので、議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>(別所農政振興部会長 挨拶)</p> <p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第59号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
農政振興係長	<p>振興係の八百板です。着席のまま説明させていただきます。</p> <p>別冊の議案第59号について、ご説明いたします。表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。こちらは、農地中間管理事業以外の案件に係る地区別実績表の合計となっており、20件、68,461㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は、新規分となります。利用権設定が石山地区1件、大江山地区1件、大形地区1件、亀田地区2件、所有権移転が曾野木地区1件、両川地区1件、大形地区1件で面積は35,249㎡です。次ページをご覧ください。こちらの表は更新分で、利用権設定が曾野木地区1件、大形地区4件、横越地区6件、亀田地区1件で面積は、33,212㎡です。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。1ページをご覧ください。すべて相対で、新規契約した案件となります。すべて土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金、又は物納で支払うことで合意した内容となっています。続きまして、2ページから4ページをご覧ください。すべて相対で更新契約した案件で、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替、現金、又は物納で支払うことで合意した内容となっています。次に、5ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の案件となります。契約内容ですが、すべて譲渡人が農地を処分したため、当該農地を譲受人に打診し合意した案件です。6ページをご覧ください。こちらは、利用権移転の案件となります。移転を受ける者が、耕作した方が効率的なことから合意した案件となります。次</p>

	<p>ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績表の合計となっています。大江山地区10件、横越地区7件、亀田地区38件で、面積は198,550㎡です。7ページをご覧ください。経営転換協力金に係る離農の案件は、4号から6号、7号から11号、15号です。12号から14号は経営転換協力金に該当しない離農の案件です。24号から55号は、下早通地区の地域集積協力金に係る案件です。土地改良費を借り手が負担するのは、16号、17号で、それ以外は貸し手が負担します。すべて口座振替で、賃借料を支払うことで、合意した内容となっています。なお、賃借料記載欄に、金額が表示されていない案件があります。これは、機構に貸し付けた農地を話し合いによる利用配分により、出し手自身に集約化されたことに伴い、賃借料が0円となったため金額が表示されていません。最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については、一番下段に記載しているとおり、12月14日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしく願います。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案第59号新潟市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認と決定することに、異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。続きまして、報告に移ります。別冊の報告事項新潟市農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
農政振興係長	<p>別冊の報告事項について、ご説明いたします。1ページから11ページの計画案については、先ほどの議案第59号7ページから17ページの貸し手が機構に賃借した農用地を、受け手に利用配分</p>

	<p>する計画案となっています。12ページをご覧ください。こちらは、中間管理権移転の案件となります。1号、2号は、耕作の利便性のため合意した案件、3号から11号は下早通地区の地域集積協力金にかかる案件です。以上が、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による新潟市農用地利用配分計画であります。最後になりますが、農林政策課から当該計画案を農地中間管理機構へ提出後、1月末に県の公告を予定しています。以上、報告を終わります。</p>
議長(農政振興部会長)	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農政振興部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、報告を終わります。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>
議長(会長)	<p>鈴木農地部会長、別所農政振興部会長、ありがとうございます。以上で、議事として提案した案件について終了しましたが、その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>ございませんか。なければ、事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料1令和3年12月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長、農地部会関係、右が農政振興部会関係、その他となっております。農地法関係の許可、届出ですが、2日、13日、21日が届出の締切日、8日が許可申請の締切日となっております。7日は、午後2時から県女性農業委員等研修会が新潟東映ホテルで開催され、当農業委員会からも参加されます。15日は、午後2時30分から県農業会議の第20回理事会が、引き続き午後3時から県農業会議の常設審議委員会が新潟東映ホテルで行われます。虎澤会長から、ご出席をいただきます。22日は、午後1時15分から入札室で東ブロック対策委員会が、301会議室では南ブ</p>

議長(会長)	<p>ロック対策委員会が開催されます。午後２時から、第１地域調査委員会が入札室で予定されております。２３日は、午後１時１５分から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で開催され、第２地域調査委員会が２時から予定されております。また、農政振興部会が午後２時から 302 会議室で開催されます。１２月定例総会は、２７日月曜日の午後２時から 302 会議室で開催いたします。業務予定については、以上でございます。</p> <p>ただ今、事務局から報告、説明がありましたことについて、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他に事務局からありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>他にないようですので、以上で１１月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 別所正幸

署名委員 神田和博
